



議員活動誌 パソコン版も合わせてご覧ください → 検索サイトで「やまさきゆうじ 京丹波町」で検索ください  
日々の議員活動をブログで綴っています ☆ 訪問者数 131.5万UU-毎月約1万5000人 440.5万PV

3月議会（令和4年第1回定例会）は、3月1日（火）から22日（火）までの22日間、開かれ、町行政組織改編（総務部・健康福祉部・産業建設部、財政課・管財課、プロモーション戦略室などの設置）関連条例の制定・改廃、町消防団員の定数を900人から850人に改正する条例案や令和4年度一般・特別・事業会計当初予算案、令和3年度各種補正予算案ほかを審議しました。なお、審議の概要および議決結果については、『議会だより』をご覧ください。

## 一般質問

◎3月議会では12人が一般質問を行いました。◎本紙面では、私の一般質問に関して、詳細にふれていきます。

### ▼常勤特別職 期末手当 加算率の見直し・再考を

山崎裕二 町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例 第2条にある町長、副町長、教育長（以下、常勤特別職）の期末手当に関する現行の加算率「給料月額及び給料の月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額」の規定は、いつ施行したのか。町長 合併協議会での協議を経て、町合併時の平成17年10月に施行されています。

山崎裕二 加算率について、町特別職報酬等審議会で審議した経緯はあるか。町長 平成19年11月26日付で審議会へ特別職の報酬額等に関する諮問を行っています。提出資料では特別職給料料についての提示があります。

山崎裕二 常勤特別職の期末手当を現行の加算率とした条例の提案理由は、どのような内容であったか。町長 現行の加算率とした条例は、平成17年第1回臨時議会におきまして、専決処分承認をいただいています。町役場位置条例ほか190件の条例制定について、旧3町の条例から京丹波町の設置に伴い、必要不可欠な条例化を一括でご承認いただいたという経緯です。当時の議事録を確認したところ、詳細な説明はなかったようです。合併協議会のなかで旧3町の加算率を審議いただき、条例化に至ったという経過でした。

### 近隣市の常勤特別職 期末手当 加算率

	加算率	地域手当	実質加算率
京丹波町	40%		40.00%
亀岡市	15%	6%	21.90%
福知山市	15%		15.00%
南丹市	15%		15.00%

※各市町村ホームページ内の例規集をもとに作成

町長 毎年のように、特別職の給料及び期末手当の10%減額を提案させていただいています。これは財政状況を考慮して、その都度、判断しているということですが、しかしながら、ご指摘があったように、加算率が府下でも高い部類に入ることは事実です。当時の提案理由は何であったか、あるいは、そうした高水準である加算率が果たして妥当なのかどうか、財政状況を俯瞰的にみて、考慮しなければ

ばならないなと思っています。検討する余地はあろうかと考えています。

### ▼学童保育環境の改善を

山崎裕二 昨年6月定例会の一般質問において、「見直しを検討したい」との答弁があり、令和4年度の募集要項においても、「改定する場合があります」との記載もあるが、新年度より、近隣市の約2倍高い階層の学童保育料（負担金）を引き下げるべきではないか。教育長 保護者負担の在り方について、負担の公平性、階層間の負担バランスを勘案しながら検討中です。



山崎裕二 学童保育の終了時間は、南丹市（通常保育）・亀岡市（延長保育）では、18時半である。保護者の就労形態、就労場所や家族構成も多様化し、18時の迎えが困難との声も聞く。支援員の処遇改善な

ども努め、近隣市や認定こども園の延長保育時間と同様、学童保育の終了時間を18時半までに延長すべきでは。教育長 働き方が多様化する現在の社会状況に鑑み、子育てしやすいまちづくりという視点から、開設時間の延長は必要であると考えています。支援員の確保が課題ですので、処遇改善も含め、開設時間の延長ができるように検討を進めていきたいと考えています。

山崎裕二 学校休業中の学童保育の開始時間についても、8時半では、就労に支障があるとの声が多い。支援員の処遇改善などにも努め、南丹市・福知山市の7時45分、亀岡市の8時や認定こども園の早朝保育時間にも鑑み、開始時間を繰り上げるべきでは。教育長 検討すべき課題と捉えています。同時に検討していきたいと思っています。

### 子育て環境に関するアンケート（学童保育編）

▼終了時間について

近隣市のように18時半までにしてほしい	72.5%
ちょうどよい	27.5%

▼長期休暇中の8時半からの開始時間について

もう少し早くから利用したい	82.4%
ちょうどよい	17.6%

2月7日（月）～10日（木）配布 山崎真宏議員ほかと共同実施

裏面もご覧ください

# 表面も「ご覧ください」

## ▼アレルギー対応の 公的医療保険適用に向けて

**山崎裕二** 昨年10月下旬の新聞報道で、「厚生労働省は、諮問機関の中央社会保険医療協議会（中医協）の会合で、学校や保育所などに提出するため、食物アレルギーなどのある子どもの主治医が生活の注意点を記した文書について、公的医療保険の適用とし、新たに診療報酬対象とすることを提案し、大筋で了承された。4月の診療報酬改定に向け、具体的調整を進める」（抜粋）とある。

公的医療保険適用、4月の診療報酬改定に向け、具体的調整が進むなか、遅滞なく、一連の町子ども医療費助成制度の対象となるのか。  
**町長** 診療報酬改定において、保険診療の対象となった場合には、改定適用の時点から、町医療助成の対象となります。  
**山崎裕二** 各家庭における医療機関受診や文書作成料による経済的負担軽減のためにも、4月以降の受診を勧奨し、こども園や学校へのアレルギー疾患生活管理指導表などの提出に猶予をもたせてはどうか。すでに新規・継続の面談が行われている時期と察するが、昨年の報道を受け、こういったやりとりはできているか。  
**町長** 4月から認定こども園として開園し、完全給食を提

供することとしています。食物アレルギーがあるお子さんにも、年度当初から完全に給食提供できるようにするということが大前提で、そのためにも、ご指摘の部分はあろうかと思いますが、3月中には症状の把握を進めるという手続きが必要になりますので、ご理解願えればありがたいなと思います。

**教育長** 小・中学校においても、安全で確実なアレルギー除去食を行うためには、事前に準備期間を要しますので、3月中には診断書の提出をお願いしているという状況です。

## ▼町育英金 同一世帯 複数同時でも全額給付を

**山崎裕二** 育英金は指定日時に、誓約書持参の上、教育委員会に行き、教育長（不在時は教育委員会職員）ほかに会い、手渡しでの受領というプロセスであるが、その意図するところは何か。振込でない理由は。

**教育長** 育英金交付の際に、できるだけお会いさせていただき、学校での様子をお伺いしながら、直接、育英生または保護者を通じて、励ましのお声かけをさせていただきたいという意図で実施させていただいています。

**山崎裕二** 町育英基金条例施行規則第17条第1号および第2号において、高等学校および高等専門学校は、育英金額を年額12万円以内と規定

している。しかし、近年の募集要項においては、両校の生徒については、6万円以内の支給と記載がある。何年前の時点から、6万円以内に変えたのか。

**教育長** 平成24年度から変更しています。

**山崎裕二** 同規則 同条第3号、第7号にある額と同額で募集する他の学生・生徒群と異なり、高校生および高専生のみ、減額して、募集しているのはなぜか。

**教育長** 国の高校無償化制度が開始され、授業料が無償となったことを受け、平成23年度の町育英基金評議員会での意見を踏まえ、教育委員会で、授業料以外の学費部分として、半額の6万円とすることを決定しました。以後、同金額での募集を行っています。

**山崎裕二** 同規則 同条によると、「育英金の金額は、毎年度初めに居住との関係、家庭の事情等により」決定するとのある。居住との関係、家庭の事情等とは、具体的に、どのような点を想定しているのか。

**教育長** 自宅外通学や家庭の経済状況などを想定しています。

**山崎裕二** 近年、高校生または高専生に、居住との関係、家庭の事情等を考慮し、6万円超12万円以内での支給を行った実績はあるのか。

**教育長** これまで居住事情などにより、金額を変更したという事例はありません。

**山崎裕二** 育町育英金制度より、後年度から、町独自の修学資金制度として実施し、条件を満たすと、返還の免除がある町医師確保奨学金等の貸与（年額180万円）についての関連例規には、「二世帯の複数貸与の場合、2人目以降は半額貸与とする」との規定はない。違いをどう評価するか。

**町長** 医師確保の奨学金の貸与に関する条例の目的は医師の業務に従事しようとする方に対して、資金を貸与して、医師となつてもらい、医師を確保することが目的です。政策的な奨学金とご理解いただければありがたいと思います。医師を志して修学する方に焦点を当て、町で医師として働いていただくこととなった場合には、お金ではなくて、その能力を町に還元していただくことで、返還の免除をする趣旨です。給付型の町育英金制度と性質が異なると考えています。

**山崎裕二** 育英金の金額は、同規則 第18条において、「二世帯の複数給付の場合、2人目以降は半額給付とする」とある。他方、町育英基金条例第1条では、「勉学に対する意思の強固な学生・生徒であったり経済的理由により修学困難な者に対し、学資の支給等、育英上必要な措置を行い、有能な人材を育成することを目的として」町育英基金を設置するとある。

同一世帯 複数同時の場合でも、学校に支払う授業料や

教科書代などは個人個人の負担で半額にはならない。また、各種手当や就学援助などについても、半額支給とはならない。町の制度において、育英金の支給に関してのみ、個人でなく、世帯で捉え、2人目以降を半額としているのはなぜか。

**教育長** 本町の育英金制度は、旧丹波町の制度を引き継いだもので、原資を篤志者の寄附に依存する限られた財源の基金です。経済的理由により、修学困難な方に幅広くお届けすることを目的として、こういう制度を取っているというふうにご考えております。

**山崎裕二** 町職員ほか公務員の扶養手当（子）は、平成29年に1500円増の8000円、翌30年には1万円となり、加えて、高校や大学などへの進学にともない、学費や教育費が家計の大きな負担になるとの理由から、16歳から22歳までの子がいる場合、1人当たり5000円の加算となっている。かかる加算理由をどう評価するか。

**町長** 義務教育である小・中学校と比較して、高校、大学などの就学年齢における子の教育費負担などに配慮されたと考えています。

**山崎裕二** 京都府奨学のため

合、2人目以降の高校生等（おおよそ14・15万円の給付）については、1人目（約11・13万円の給付）の場合より、2・3万円増額して支給している。かかる増額理由をどう評価するか。

**教育長** 一般に多子世帯ほど教育費負担が相対的に大きくなることは承知しています。そのため増額であると考えています。

**山崎裕二** 育英金の支給は、近年、増加傾向にある町ふるさと応援寄附金の使途指定先のひとつである「未来をひらく人を育てるまちづくり」を財源として実施するにふさわしい事業と考える。町長の所信表明にもあった「教育と子育ての町」、「子どもを大切に育てる町」の理念を、明確かつ持続可能なものとして打ち出していく意味でも、町ふるさと応援寄附金基金の使途指定先、合致分も事業財源に充て、同一世帯 複数同時給付についても、半額とせず、全額給付に改めるべきではないか。

**町長** 令和4年度から、同一世帯の2人目以降についても、全額給付となるように教育委員会に検討いただいています。町において、子育て・教育環境の整備はきわめて重要であり、このことにご賛同いただける町民のみならず、全国からの応援の寄附はかなりあると確信しています。

**教育長** 全額支給に向けて、準備を進めていきます。